令和９年度 瑞穂市予算編成方針

1. 基本方針

令和９年度は、令和８年度からスタートした第３次瑞穂市総合計画に掲げる将来像の実現に向け、各施策を着実に推進していく重要な年度である。

本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、人口減少や少子高齢化の進行、出生数の減少、地球温暖化に伴う気候変動や自然災害の激甚化、物価高騰や人件費の上昇など、地方自治体が対応すべき課題は複雑化、多様化している。また、医療、介護、障がい福祉などの社会保障関係経費は増加を続け、公共施設やインフラの老朽化対策など、将来にわたる財政需要も増大している。

こうした状況の中で、市民生活を守るために必要な行政サービスを確実に提供するとともに、こども・子育て支援、防災・減災、環境施策など、市民の暮らしに直結する施策を充実させなければならない。また、公共下水道事業や穂積駅周辺整備など、これまで十分に進めることができなかった都市基盤整備についても、将来の瑞穂市の発展を見据え、責任を持って前進させる必要がある。人口減少や社会環境が大きく変化する中で、これまでの行政運営の延長線上にある考え方だけでは、将来の瑞穂市をつくることはできない。限られた財源を最大限に生かし、事業の必要性、緊急性、費用対効果、将来負担などを十分に検証したうえで、優先順位を明確にした予算編成を行うことが不可欠である。

「守るべきものは守り、変えるべきものは変え、未来への投資は先送りしない。」

この姿勢を全職員で共有し、必要な分野には積極的に財源を投入する一方、既存事業の見直しや行政運営の効率化を徹底し、将来に責任を持った予算編成に取り組むものとする。

（１） 第３次瑞穂市総合計画に基づく市政運営

令和９年度の予算編成に当たっては、第３次瑞穂市総合計画を市政運営の基本指針とし、その将来像である「こどもが輝き 誰もが笑顔あふれる 安心で住みよい都市（まち）～ウェルビーイングに満ちあふれたコミュニティの創造～」の実現に向け、各施策を総合的かつ計画的に推進する。

特に、市民一人ひとりが暮らしの満足感や幸福を実感できるウェルビーイングの向上を意識し、市民目線に立った施策の展開と、総合計画に掲げる各施策の着実な実行を図ること。

（２） 社会経済情勢の変化への的確な対応

人口減少、少子高齢化、物価高騰、人件費の上昇、地球温暖化に伴う気候変動や自然災害の激甚化など、社会経済情勢の変化を的確に捉え、市民ニーズや地域課題に迅速かつ柔軟に対応すること。

また、増加する社会保障関係経費や公共施設の維持管理・更新費用など、今後の財政需要を十分に見通し、中長期的な視点に立った持続可能な市政運営を推進すること。

（３） 責任ある積極財政の推進

厳しい財政環境の中にあっても、将来の瑞穂市の発展と市民生活の向上に必要な施策については、安易に先送りすることなく、必要な財源を重点的に配分すること。

一方で、限られた財源を最大限に活用するため、事業の必要性、緊急性、費用対効果、将来負担などを総合的に検証し、選択と集中によるメリハリのある予算編成を行うこと。

（４） 持続可能な財政基盤の確立

増加する社会保障関係経費や公共施設の維持管理・更新費用など、将来にわたる財政需要を見据え、健全な財政運営に努めること。

既存事業の見直しや行政運営の効率化を進めるとともに、国・県の補助制度や交付金、地方債などの特定財源を積極的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政基盤の確立を図ること。

（５） 市民目線と成果を重視した行政運営

行政の前例や慣例にとらわれることなく、市民にとって真に必要な施策は何かという視点に立ち、事業の目的と成果を重視した予算編成を行うこと。

また、複雑化・多様化する行政課題に対応するため、部局間の連携を強化し、デジタル技術や民間活力の活用などにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すこと。

2. 重点施策・具体的な取組

令和９年度においては、第３次瑞穂市総合計画の推進を基本として、次の施策を重点的に推進すること。

（１） こども・子育て支援と教育環境の充実

こどもは本市の未来を担う大切な存在であり、こどもたちが健やかに成長し、夢や希

望を持って暮らせる環境を整えることは、市政の最重要課題の一つである。

「こどもまんなか応援サポーター宣言」の理念のもと、こども計画に基づく施策を推進し、こどもの意見や権利を尊重するとともに、こどもと子育て家庭を社会全体で支える環境づくりに取り組むこと。

また、保育サービスの充実、保育士の人材確保・育成、保育環境の改善、誰でも通園制度や一時預かりなど多様な保育ニーズへの対応、こどもの居場所づくり、放課後児童クラブの充実など、切れ目のない子育て支援を推進すること。さらに、学校給食費の負担軽減をはじめ、教育環境の充実や学校施設の整備を進め、こどもたちの健やかな成長と学びを支えること。

（２） 防災・減災対策と安全・安心なまちづくり

気候変動に伴う集中豪雨や台風など、自然災害の激甚化を踏まえ、市民の生命と財産を守るための防災・減災対策を強化すること。

本市の１８の一級河川を有する地域特性を踏まえ、河川管理者や関係機関との連携を強化し、流域全体での治水対策を推進するとともに、排水対策、避難所機能の強化、防災備蓄の充実、防災情報の伝達手段の強化など、災害に強いまちづくりに取り組むこと。

また、自主防災組織や消防団との連携を強化し、地域防災力の向上と災害時の要配慮者支援体制の充実を図ること。

（３） 環境施策と持続可能なまちづくり

地球温暖化への対応は、将来世代に対する責任であり、市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき課題である。

ゼロカーボンシティ宣言の理念を踏まえ、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入促進、廃食用油を活用したＳＡＦなど地域資源を生かした環境施策、ごみの減量化や資源循環、公共施設の省エネルギー化などを推進すること。

また、緑化や暑熱対策など、気候変動への適応策にも取り組み、市民や事業者との協働による持続可能な地域社会の実現を目指すこと。

（４） 都市基盤整備の推進と公共下水道事業の着実な前進

本市が将来にわたって持続的に発展し、誰もが安心して住み続けられるまちとなるためには、都市基盤整備を計画的かつ着実に進めることが不可欠である。

特に、公共下水道事業については、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、快適で衛生的な生活環境の確保に向け、計画的に推進すること。また、公共下水道と合併処理浄化槽との役割分担や地域特性を踏まえ、効率的で持続可能な汚水処理体制の構築を図

ること。

穂積駅周辺整備については、本市の玄関口としての機能向上とにぎわいの創出に向け、南側の土地区画整理事業を着実に推進するとともに、北口駅前広場の改修や公共交通の充実など、駅周辺の交通結節機能の強化を図ること。

さらに、幹線道路の整備、交差点改良、歩行者の安全確保など、道路・交通ネットワークの充実を図るとともに、将来の新庁舎整備を見据えた公共施設の再編・複合化や適正配置についても検討を進めること。

（5） スポーツ振興と地域の活力創出

スポーツは、こどもの健全育成や市民の健康増進だけでなく、地域への愛着や交流を生み出し、まちの活力を高める重要な要素である。

本市が目指す「スポーツのまちづくり」を推進するため、ＦＣ岐阜のアカデミー構想と連携したジュニアサッカー環境の整備の検討を進めること。

また、スポーツを通じたこどもの育成環境の充実、市民の健康増進、交流人口や地域のにぎわいの創出を図ること。

事業の実施に当たっては、国・県の補助制度や地域未来交付金などの活用を積極的に検討し、整備後の維持管理費や運営方法も含め、持続可能な事業計画とすること。

（6） 高齢者・障がい者福祉と社会保障の充実

高齢化の進展や社会環境の変化に伴い、医療、介護、障がい福祉、生活困窮者支援など、社会保障に関する行政需要は増加している。

必要な福祉サービスを安定的に提供することを基本とし、高齢者の健康づくりや介護予防、地域包括ケアシステムの推進、障がいのある方への支援と社会参加の促進、生活困窮者への相談・支援体制の充実などに取り組むこと。

また、健康寿命の延伸や介護予防など、将来的な社会保障費の抑制にもつながる予防的な施策を重視すること。

（7） 地域経済の活性化と産業振興

人口減少社会において地域経済の活力を維持するためには、地域産業の成長と雇用の確保が重要である。

市内企業の設備投資や事業拡大への支援、地場産業の振興、企業誘致の推進、農業の担い手確保や農産物のブランド力向上、商業の活性化などに取り組むこと。

また、企業や大学、関係団体との連携を強化し、本市の地域資源や立地特性を生かした新たな産業振興策を検討すること。

（8） 公共施設の適正管理と将来を見据えた施設整備

公共施設やインフラの老朽化が進む中、施設の維持管理や更新に係る財政負担は今後さらに増加することが見込まれる。

公共施設等総合管理計画等を踏まえ、施設の長寿命化、適正配置、複合化、統廃合などを検討し、効率的で持続可能な施設管理を推進すること。

また、将来の新庁舎整備を見据え、行政サービスの向上、防災機能の強化、公共施設全体の再編を一体的に捉えた検討を進めること。

3. 予算要求に当たっての留意事項

各部局においては、次の事項を十分に踏まえ、責任を持って予算要求を行うこと。

（1） 事業の必要性と優先順位の明確化

すべての事業について、行政が実施する必要性、市民ニーズ、緊急性、事業効果、将来負担などを総合的に検証し、優先順位を明確にすること。

特に、市民の生命・身体・財産を守る事業、こどもや子育て世代を支える事業、第３次総合計画の実現に直結する事業、長年の課題で先送りできない事業については、その必要性を十分に精査すること。

（2） 既存事業の徹底した見直し

前年度の予算額をそのまま踏襲することなく、事業の目的、実施方法、成果を改めて検証すること。

事業の効果が十分に得られていないものについては、廃止・縮小・統合を含めて見直すとともに、類似事業の整理や民間活力、デジタル技術の活用による効率化を図ること。

（3） 国・県等の財源の積極的な確保

市の一般財源だけで事業を実施することを前提とせず、国・県の補助金や交付金、地方債など、あらゆる財源の確保に努めること。

特に、地域未来交付金をはじめとする新たな財政支援制度については、制度の趣旨や採択要件を十分に把握し、関係機関との協議を早期に進めること。

また、補助制度に合わせて事業を考えるのではなく、本市が実現したい政策や事業を明確にしたうえで、最も有利な財源を確保する姿勢を持つこと。

（4） 将来負担を見据えた財政運営

新規事業や大型事業の実施に当たっては、初期投資だけでなく、将来にわたる維持管理費、人件費、施設更新費などを含めたライフサイクルコストを十分に検討すること。

市債の発行については、世代間の負担の公平性にも配慮し、将来の公債費負担が過度にならないよう管理するとともに、基金についても必要な事業への活用と将来の財政需要への備えの両面から計画的に運用すること。

4. 行政組織の生産性向上と部局間連携

人口減少社会において、限られた職員数で多様化する行政需要に対応するため、業務の効率化、デジタル化、組織間の連携を推進すること。

また、複数の部局にまたがる政策課題については、部局の枠を越えた横断的な連携を図り、市全体として最も効果的な事業の組み立てを行うこと。

5. 成果を重視した予算要求

予算要求に当たっては、事業の目的、必要性、実施内容、期待される成果を明確にし、単に事業を実施すること自体が目的とならないよう留意すること。

市民にどのような効果をもたらすのか、第３次総合計画の将来像の実現にどのようにつながるのかを常に意識し、成果を重視した予算要求とすること。